
第5章 空き家対策の推進体制と進捗管理

5-1 推進体制の整備

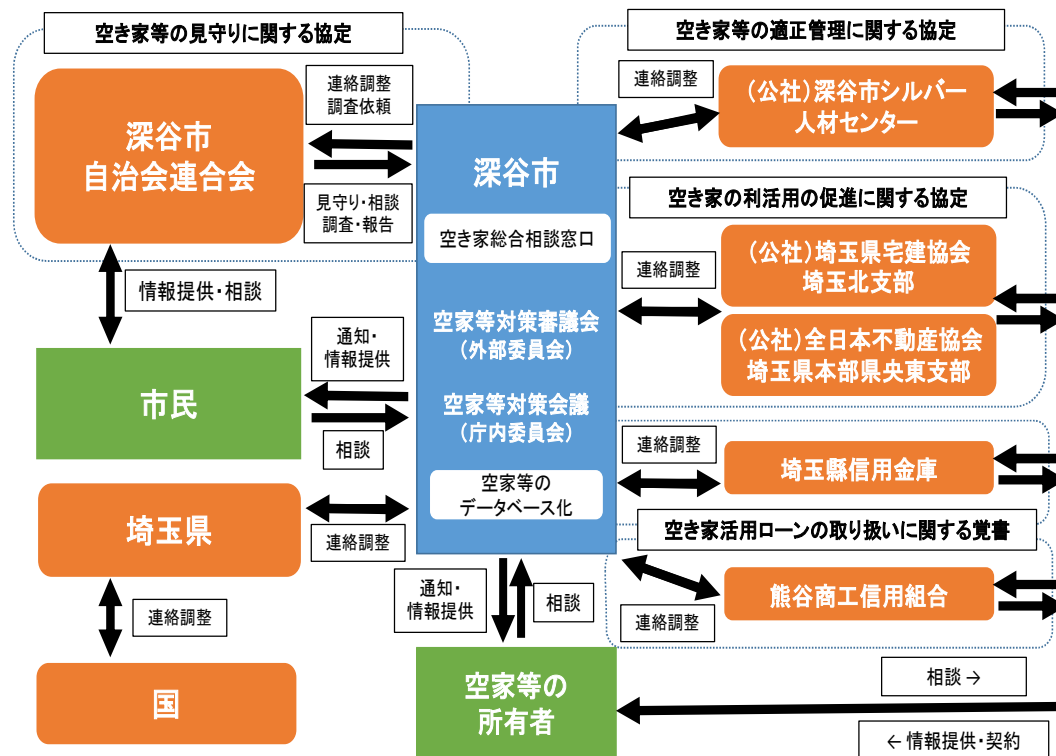
ここでは、第4章で掲げた空き家対策を推進していくための体制の整備について整理します。

(1) 深谷市空き家等対策に関するネットワーク体制

第3章で掲げた基本理念である空き家の管理や活用は所有者等の責任で行うことを基本としつつ、市を中心に、市民、関係機関、自治組織、事業者など、多様な主体が協働して空き家対策に取り組むための体制を構築しています。

本市においては、空き家総合相談窓口を協働推進部自治振興課に設け、相談内容により、庁内関係部署と調整を行います。

深谷市 空き家等対策に関するネットワーク体制



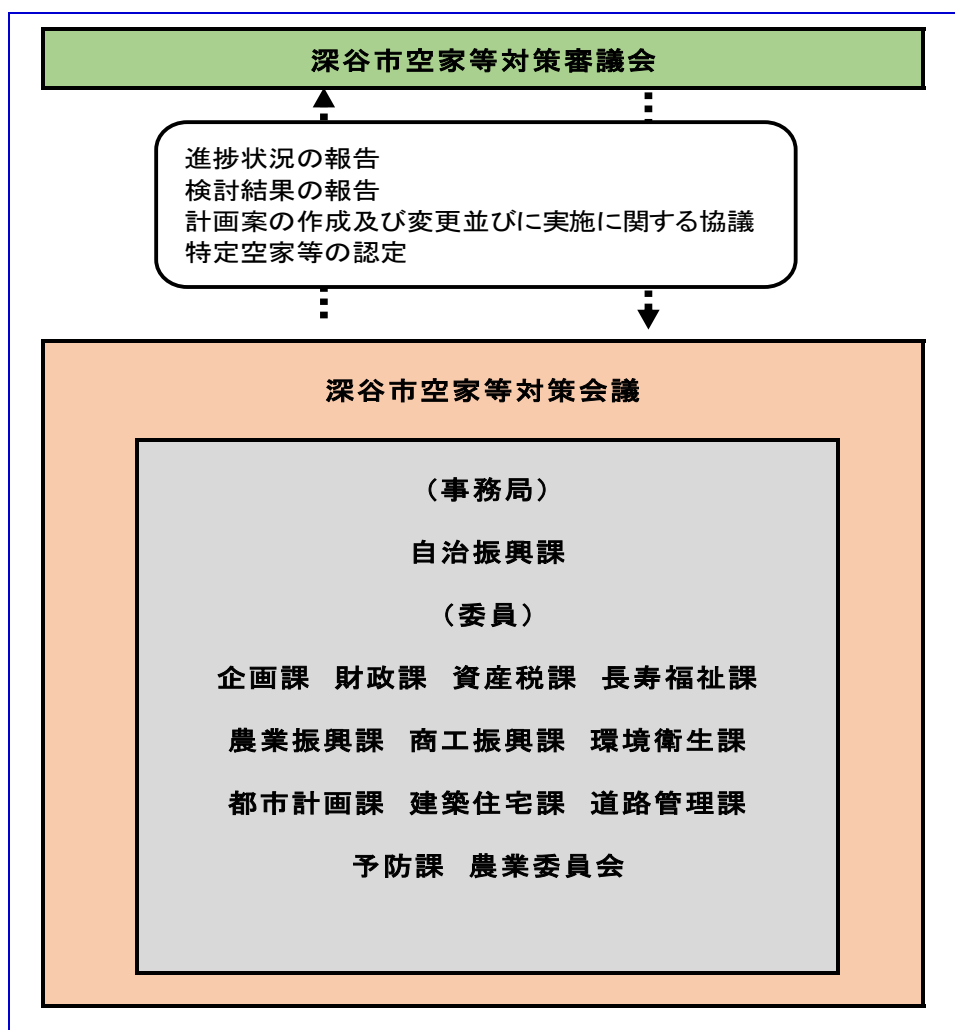
(2) 深谷市空家等対策審議会

条例第10条の規定に基づき、設置する「深谷市空家等対策審議会」は、地域住民、法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者などで組織し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること、特定空家等の認定に関することなどについて審議します。

(3) 深谷市空家等対策会議

防犯、防災、衛生、景観等の多岐にわたる政策課題が含まれる空き家対策を実施するためには、横断的な取組が必要になります。

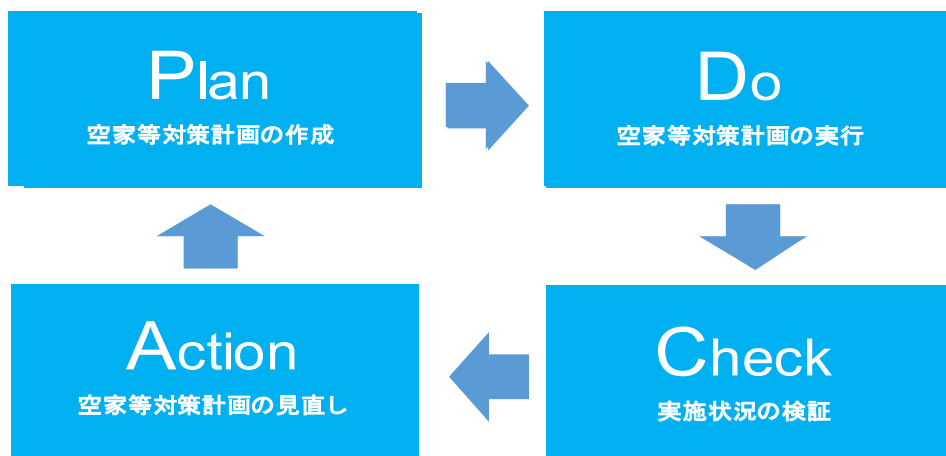
そのため、副市長を会長とし、庁内関係部署の部長や課長で組織する「深谷市空家等対策会議」を定期的開催し、空き家に関する協議や情報共有を行っています。



5-2 進捗管理と評価

(1) 進捗管理

計画は、その策定過程が重要であると同時に、着実に進めていくことが重要になります。第4章で掲げた空き家対策の具体的な取組の進捗状況について、その取組結果や実績を検証・評価し、空き家対策がより効果的かつ効率的なものとなるよう、適宜計画の見直しを行うものとします。



(2) 評価

本計画の評価については、第2次深谷市総合計画（後期基本計画）におけるまちづくり指標を計画管理の目標値として掲げ、計画の推進を図ります。

第2次深谷市総合計画におけるまちづくり指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の設定根拠
空き家の 解消軒数	168	180	毎年増減の変動がある空き家 解消軒数の過去最高値(180)と 同程度の水準を維持する目標 とした。
空き家の 総軒数	1,497	1,687	空き家の増加軒数を、調査を始 めた平成26年度から令和3 年度の増加軒数の平均の7割 にとどめるよう目標値を設定 した。

- 自治会連合会と市の協働により実施している空き家の実態調査結果において把握した数値で、空き家の適正な管理、活用が行われているかを測る指標です。
- 本指標については、現在の空き家数の増加傾向が今後も続くことが予想されるため、現在の水準で維持することを目標とします。